

兵庫県公報

令和5年10月3日 火曜日 第453号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	3
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○同 上（同）	4
○林業種苗生産事業者の登録（林務課）	5
○知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	5
○同 上（同）	7
○同 上（同）	8
○同 上（同）	11
○同 上（同）	16
○同 上（同）	17
○同 上（同）	17
○同 上（同）	18
○同 上（同）	18
○同 上（同）	19
○同 上（同）	20
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	21
○同 上（同）	24
○総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	27
公 告	
○令和5年度兵庫県高齢者特別賞表彰（高齢政策課）	27
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	29
病院局公告	
○落札者等の公示	29
○同 上	30
○同 上	30
○同 上	31
○同 上	31
○同 上	31
○随意契約の相手方等の公示	32
○同 上	32
○同 上	33

告 示

兵庫県告示第1001号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
ヒロ訪問看護ステーション芦屋	芦屋市東戸屋町11-1 ドミール東芦屋1-A	令和5年7月1日
ノアリス薬局	伊丹市山田2-2-25-5	同
加古川皮膚科クリニック	加古川市加古川町粟津218-1	同 年5月1日
あじさい歯科	同 市加古川町寺家町647	同 年8月1日
コスモス薬局 正法寺	豊岡市正法寺613-1	同
宝塚駅前ホワイト歯科・矯正歯科	宝塚市栄町2-8-1	同
丸山デンタルクリニック	川西市向陽台3-5-3	同 年7月1日
ハレノヒ訪問看護ステーション	同 市小花2-22-20-201	同
おかもと小児科	三田市けやき台3-76-4	同
訪問看護ステーション はが	宍粟市波賀町上野215-1	同 年6月1日
マロン薬局	たつの市龍野町富永495-5	同 年7月1日
共立訪問看護ステーション	佐用郡佐用町佐用1132-1-1	同



兵庫県告示第1002号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
谷村医院	宝塚市南口1-8-26	名称・開設者

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
原田歯科医院	伊丹市昆陽南4-8-15 プレステル昆陽1階
釜江外科医院	加古川市加古川町本町310
加古川皮膚科クリニック	同 市加古川町粟津218-1
そよかぜ薬局 三木緑が丘店	三木市緑が丘町本町1-2-2
小河内科	たつの市揖保町中臣860-5
まつもと眼科	加古郡播磨町南野添3-10-11



兵庫県告示第1003号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
山田 康介	すまいる針灸接骨院 ラソラ川西院	川西市栄町11-1 ラソラ川西1階	令和5年8月1日
坂西 晏菜	同 上	同 上	同



兵庫県告示第1004号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

芦田中央土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	古 川 幸 作	丹波市青垣町田井縄653番地



兵庫県告示第1005号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

高田西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 川 正 弘	赤穂郡上郡町與井586番地
同	小 寺 政 廣	同 郡同 町與井828番地1
同	山 本 和 明	同 郡同 町與井22番地2
同	福 井 邦 明	同 郡同 町與井138番地3
同	岩 本 國 男	同 郡同 町與井657番地
同	大 前 敏 明	同 郡同 町與井430番地
同	福 田 和 典	同 郡同 町與井新151番地
監 事	森 直 樹	同 郡同 町與井新117番地2
同	左 鴻 康 弘	同 郡同 町與井263番地5

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 川 正 弘	赤穂郡上郡町與井586番地
同	小 寺 政 廣	同 郡同 町與井828番地1
同	山 本 和 明	同 郡同 町與井22番地2
同	福 井 邦 明	同 郡同 町與井138番地3
同	岩 本 國 男	同 郡同 町與井657番地

同	大 前 敏 明	同 郡同 町與井430番地
同	福 田 和 典	同 郡同 町與井新151番地
監 事	森 直 樹	同 郡同 町與井新117番地 2
同	左 鴻 康 弘	同 郡同 町與井263番地 5



兵庫県告示第1006号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

春日土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	三 井 淳 男	丹波市春日町多利1061番地 2
同	舟 川 芳 明	同 市春日町多利978番地
同	三 村 俊 一	同 市春日町多利493番地
同	辻 川 昭	同 市春日町多田1722番地
同	義 積 邦 博	同 市春日町野上野1205番地
同	津 田 精一郎	同 市春日町野上野1874番地
同	荻 野 正	同 市春日町野村1455番地
同	青 木 卓 夫	同 市春日町野村161番地 1
同	瀧 本 清 隆	同 市春日町平松487番地
同	津 田 修 治	同 市春日町棚原1866番地
同	荻 野 校 民	同 市春日町棚原1201番地
同	秋 山 睦	同 市春日町国領350番地
同	伊 藤 節 雄	同 市春日町中山602番地 3
同	近 藤 正 和	同 市春日町東中309番地 2
監 事	荻 野 隆太郎	同 市春日町多田674番地
同	荻 野 武 志	同 市春日町棚原1545番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	高 見 正 美	丹波市春日町多利1046番地
同	畑 幸 久	同 市春日町多利2379番地
同	舟 川 芳 明	同 市春日町多利978番地
同	近 藤 薫	同 市春日町多田133番地 1
同	上 山 恒 昭	同 市春日町野上野903番地
同	杉 本 榮 一	同 市春日町野上野492番地
同	竹 村 幹 男	同 市春日町野村1079番地
同	婦 木 通 博	同 市春日町野村159番地
同	井 口 幸 一	同 市春日町平松627番地 1
同	上 田 智 章	同 市春日町棚原1199番地 1
同	荻 野 浩 文	同 市春日町棚原1805番地 2
同	眞 継 和 浩	同 市春日町国領303番地
同	近 藤 孝	同 市春日町東中618番地
同	荻 野 康 幸	同 市春日町中山577番地
監 事	上 山 義 英	同 市春日町野上野635番地
同	細 見 宏	同 市春日町国領2257番地 1



兵庫県告示第1007号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。
令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼 苗 の 育 成	幼 苗 以 外 の 苗 木 育 成	
豊180	山 本 学 兵庫県美方郡新温泉町塩山440番地	○	○	○	○	うえのファーム 兵庫県美方郡香美町岡区 味取906番地
豊181	中 山 實 兵庫県美方郡香美町岡区味取323番地	○	○	○	○	同上



兵庫県告示第1008号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船及びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営 む者の資 格
姫路市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	4月1日から 10月20日まで	別記2	5トン 未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網 漁業	別記1の1	周年				
	手繰第3種漁業 貝けた網漁業	別記1の2	12月1日から 翌年3月31日 まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこ ぎ網漁業	別記1の3	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の4	10月20日から 翌年5月31日 まで				

手繰第3種漁業まんが漁業	別記1の5	10月20日から翌年4月30日まで				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の6	4月1日から12月31日まで				
	別記1の7	6月1日から12月31日まで				

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年10月3日から同年11月3日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

- 1 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 3 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 4 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同10号灯浮標から姫路市松島南端を見通した線及び同市網干西灯台と同市鞍掛島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 5 東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 6 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 7 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 次の(6)、(7)及び(4)を順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
 - (1) たつの市地ノ唐荷島頂上
 - (2) 赤穂市取揚島頂上

- (3) 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
- (4) 岡山県備前市鹿久居島東端
- (5) 岡山県備前市大多府島南端
- (6) (5)と(1)を結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
- (7) (3)と(2)とを結んだ直線の延長線と(5)と(1)とを結んだ直線との交差点
- 2 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 4 たちうおを目的として操業してはならない。
- 5 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 12 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 13 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 14 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。
- 15 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

- 16 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第1009号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
相生	手繰第2種漁業 かきこぎ網漁業	相生市地先の区 第508、509、 510、511、512 及び522号区画 漁業権漁場の区 域	1月5日から 4月30日まで	別記1	5トン 未満	2隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年10月3日から同年11月3日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。

イ 鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。

ウ 鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を越えてはならない。

エ 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。

オ 落ちがき以外の水産動植物を採捕してはならない。

カ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1010号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業 時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
芦屋	いわし・い かなご船び き網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン 未満	4隻	定めなし

神戸市	同上	別記1の2	同上	同上	同上	48隻	同上
西播	同上	別記1の6	同上	同上	同上	22隻	同上
炬口	同上	別記1の8	同上	同上	同上	2隻	同上
淡路市東浦	同上	別記1の9	同上	同上	同上	50隻	同上
西淡	同上	別記1の12	同上	同上	同上	2隻	同上
福良	同上	別記1の13	同上	同上	同上	6隻	同上
南淡沼島	同上	別記1の14	同上	同上	同上	10隻	同上

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業 時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
明石市	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の3	周年	別記2	5トン未満	54隻	定めなし
明石市二見	同上	別記1の4	同上	同上	同上	4隻	同上
伊保	同上	別記1の5	同上	同上	同上	14隻	同上
西播	同上	別記1の6	同上	同上	同上	178隻	同上
洲本	同上	別記1の7	同上	同上	同上	2隻	同上
炬口	同上	別記1の8	同上	同上	同上	2隻	同上
淡路市東浦	同上	別記1の9	同上	同上	同上	118隻	同上
北淡	同上	別記1の10	同上	同上	同上	86隻	同上
一宮町	同上	別記1の11	同上	同上	同上	4隻	同上
西淡	同上	別記1の12	同上	同上	同上	6隻	同上

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年11月16日から同年12月16日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

区分	条件
操業区域が別記1の1から12のいずれかに該当する地区	別記3の1、3、4
操業区域が別記1の13もしくは14に該当する地区	別記3の1、2、4

別記1 操業区域

- 1 神戸港第4突堤東南端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面）を除く。
- 2 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 3 神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。
- 4 明石市二見町から姫路市の形町・木場界と姫路市上島を結んだ線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市二見町から姫路市の形町・木場界と姫路市上島を結んだ線に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。
- 5 東播磨港別府西防波堤灯台より鹿ノ瀬西方灯浮標を見通した線、姫路市市川河口中央と同市男鹿島東端を結んだ線及び同市男鹿島東端より180度の線の3線と海岸によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市洲本港北防波堤東端から同市小路谷・由良町内田界までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 洲本市洲本港北防波堤から洲本市、洲本市安乎町平安浦、淡路市里界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 9 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 10 淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市松帆・野島江崎界から洲本市鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。
- 11 淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 12 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 13 南あわじ市門崎南横瀬と鳴門市中瀬灯標中心点を結んだ線以南、及び南あわじ市小浦の鼻と潮崎見通し線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 14 南あわじ市潮崎と鳴門市大磯崎を結んだ線から、洲本市畑田川に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権

の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後5時から翌日午前6時までは操業してはならない。
- 3 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- 4 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第1011号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
芦屋	さより 船びき網漁 業	別記1の1	9月1日から 翌年5月31日まで	別記2	10トン 未満	4隻	別記3の1
兵庫	さより 船びき網漁 業	別記1の2	9月1日から 翌年5月31日まで	同上	10トン 未満	6隻	別記3の1
神戸	さより 船びき網漁 業	別記1の3	9月1日から 翌年5月31日まで	同上	10トン 未満	22隻	別記3の1

たつの市	さより船びき網漁業	別記1の9	8月1日から翌年1月15日まで	同上	10トン未満	4隻	別記3の1
相生赤穂市	さより船びき網漁業	別記1の10	8月1日から翌年1月15日まで	同上	10トン未満	6隻	別記3の1
炬口	さより船びき網漁業	別記1の11	周年	同上	10トン未満	2隻	別記3の1及び2
塩田	さより船びき網漁業	別記1の12	周年	同上	10トン未満	4隻	別記3の1及び2
佐野釜口	さより船びき網漁業	別記1の13	周年	同上	10トン未満	4隻	別記3の1
北淡一宮町五色町	さより船びき網漁業	別記1の17	5月20日から11月30日まで	同上	10トン未満	2隻	別記3の1
西淡	さより船びき網漁業	別記1の18	5月20日から11月30日まで	同上	10トン未満	2隻	別記3の1
福良	さより船びき網漁業	別記1の20	10月1日から翌年5月31日まで	同上	10トン未満	4隻	別記3の1
南淡(灘)	さより船びき網漁業	別記1の21	周年	同上	10トン未満	6隻	別記3の1
沼島	さより船びき網漁業	別記1の22	周年	同上	10トン未満	4隻	別記3の1

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域(注)	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦林崎	さより船びき網漁業	別記1の4	6月1日から11月30日まで	別記2	5トン未満	22隻	定めなし
江井島	さより船びき網漁業	別記1の5	6月1日から11月30日まで	同上	5トン未満	4隻	定めなし

二見町 播磨町 東播磨 高砂	さより 船びき網漁業	別記1の6	6月1日から 11月30日まで	同上	5トン 未滿	14隻	定めなし
伊保	さより 船びき網漁業	別記1の7	8月1日から 翌年1月15日まで	同上	5トン 未滿	4隻	定めなし
家島町	さより船びき網漁業	別記1の8	8月1日から 翌年1月15日まで	同上	5トン 未滿	70隻	定めなし
たつの市	さより船びき網漁業	別記1の9	8月1日から 翌年1月15日まで	同上	5トン 未滿	24隻	定めなし
相生 赤穂市	さより船びき網漁業	別記1の10	8月1日から 翌年1月15日まで	同上	5トン 未滿	12隻	定めなし
炬口	さより船びき網漁業	別記1の11	周年	同上	5トン 未滿	6隻	別記3の2
佐野 釜口	さより船びき網漁業	別記1の13	周年	同上	5トン 未滿	2隻	定めなし
森	さより船びき網漁業	別記1の14	周年	同上	5トン 未滿	12隻	定めなし
岩屋	さより船びき網漁業	別記1の15	周年	同上	5トン 未滿	18隻	定めなし
		別記1の16	5月20日から 11月30日まで				
北淡 一宮町 五色町	さより船びき網漁業	別記1の17	5月20日から 11月30日まで	同上	5トン 未滿	82隻	定めなし
西淡	さより船びき網漁業	別記1の18	5月20日から 11月30日まで	同上	5トン 未滿	6隻	定めなし
丸山	さより船びき網漁業	別記1の19	12月1日から 翌年3月31日まで	同上	5トン 未滿	4隻	別記3の2
灘(南淡)	さより船びき網漁業	別記1の21	周年	同上	5トン 未滿	2隻	定めなし
沼島	さより船びき網漁業	別記1の22	周年	同上	5トン 未滿	2隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
芦屋	別記4の1、2及び6
兵庫	別記4の1、2及び6
神戸	別記4の1、2及び6
明石浦、林崎	別記4の1、2及び6
江井島	別記4の1、2及び6
二見町、播磨町、東播磨、高砂	別記4の1、2及び6
伊保	別記4の1、2及び6
家島町	別記4の1、2及び6
たつの市	別記4の1、2及び6
相生、赤穂市	別記4の1、2及び6
炬口	別記4の1、4及び6
塩田	別記4の1、4及び6
佐野、釜口	別記4の1、4及び6
森	別記4の1、4及び6
岩屋	別記4の1、4及び6
北淡、一宮町、五色町	別記4の1、4及び6
西淡	別記4の1、4及び6
丸山	別記4の1、4及び6
福良	別記4の1、3、5及び6
南淡（灘）	別記4の1、3、5及び6
沼島	別記4の1及び6

別記1 操業区域

- 神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面）を除く。
- 神戸地先海面。ただし、神戸港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線と傍示川右岸突堤から175度の線との交点、同交点から傍示川右岸突堤まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東

経135度22分33秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)及び共同漁業権の区域を除く。

- 4 神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 神戸市、明石市界から東播磨港別府東防波堤灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 明石市大久保町谷八木川尻から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線から同市市川河口中央と同市男鹿島東端を結んだ直線までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 9 たつの市御津町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 10 相生市及び赤穂市坂越地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 洲本市洲本港北防波堤から洲本市、淡路市界に至る間に設定されている共同漁業権の区域(共第104号の区域)
- 12 共第105号共同漁業権の区域
- 13 淡路市佐野地先海面及び釜口地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 14 淡路市釜口、下田界から同市大磯川に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 15 淡路市大磯川から同市松帆、野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 16 淡路市松帆、野島江崎界から同市野島臺浦大石に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 17 淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 18 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 19 共第134号共同漁業権の区域
- 20 南あわじ市小浦の鼻から同市潮崎を見通す線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 21 南あわじ市潮崎から洲本市畑田までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 22 洲本市、南あわじ市界から同市阿万に至る海面及び同市沼島地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注)旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 瀬戸内海機船船びき網漁業(漁業種類:いわし・いかなご船びき網漁業)の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。
- 2 操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記4 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 刺網漁業の操業を妨げてはならない。
- 4 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 5 午後5時から翌日午前6時までは操業してはならない。
- 6 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

兵庫県告示第1012号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
神戸市	八田網漁業	別記1の1	7月1日から 翌年4月30日 まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし
江井島	八田網漁業	別記1の2	周年	定めなし	定めなし	2隻	別記2
岩屋	八田網漁業	別記1の3	周年	定めなし	定めなし	26隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付けることがある。使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 300ワット以下	600ワット以下

別記1 操業区域

1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

2 共第11号第1種共同漁業権漁場の区域

3 淡路市大磯から同市野島大石に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1013号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	建廻網漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	3隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月3日から同年11月3日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。



兵庫県告示第1014号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
坊勢	さわら流網漁業	姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	4月20日から11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月3日から同年11月3日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 4月から8月に至る間は、午前5時から午後6時まで、9月から11月に至る間は、午前5時から午後5時まで操業してはならない。

イ 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。

ウ 投網及び揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。



兵庫県告示第1015号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
坊勢	ひら流網漁業	姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	9月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月3日から同年11月3日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 使用する網の目合いは109ミリメートル以上とする。

イ 午前0時から午後5時まででは操業してはならない。

ウ 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。

エ 投網及び揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。



兵庫県告示第1016号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期

間を次のように定める。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	ひき縄漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	5月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月3日から同年11月3日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第1017号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第13号に掲げるまき餌釣り漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
福良	まき餌釣り漁業	別記の1	2月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	8隻	定めなし
南淡	まき餌釣り漁業	別記の2	周年	定めなし	定めなし	7隻	定めなし
沼島	まき餌釣り漁業	別記の3	周年	定めなし	定めなし	31隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までとする。

別記 操業区域

- 1 南あわじ市福良門崎から同市阿万潮崎に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 洲本市灘畑田川尻左岸から172度の線から南あわじ市潮崎に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 洲本市灘畑田川尻左岸から172度の線以西で、南あわじ市本庄川（通称：赤岸川）左岸と徳島県鳴門市大磯崎を結んだ線以南の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1018号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	魚種	漁業時期	推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
神戸	なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ潜水器漁業	別記1の1	なまこ、あわび、さざえ	12月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	3隻	別記2
			うちむらさき	12月1日から翌年5月31日まで				
神戸西	なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ潜水器漁業	別記1の2	なまこ、あわび、さざえ	12月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	別記2
			うちむらさき	12月1日から翌年5月31日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年12月1日から令和6年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- イ なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。
- ウ 下記潜水士以外の者を潜水させてはならない。

潜水土名	
------	--

別記1 操業区域

1 共第2号共同漁業権漁場の区域及び次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。

- A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端
- B Aから220度490メートルの点
- ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界
- イ アから159度1,000メートルの点
- ウ Bから139度885メートルの点
- エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点

2 共第2号共同漁業権漁場の区域

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1019号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
赤穂化成株式会社
赤穂市坂越329番地
代表取締役社長 池上良成
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
赤穂化成株式会社
赤穂市坂越329番地
- (3) 特定施設に関する事項

種類	27号いろ過施設		27号口 遠心分離機		
能力	ろ過面積：35.2m ²		処理量：7,000kg/時間		
工事着手予定年月日	許可後		同左		
工事完成予定年月日	着手後1箇月		同左		
使用開始予定年月日	完成後		同左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6～8	6～9	6.3～7.3	6.3～7.3
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	200	5	10
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	10,000	30,000	3	3
	窒素含有量 (単位 mg/L)	10	20	1	5
	磷含有量 (単位 mg/L)	0.4	0.8	0.01	0.02
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量	0.75	1	2	3	

備考 既設特定施設を廃止するとともに、工程の変更を行うため、通常の排出水の化学的酸素要求量の汚染状態が減少することにより、化学的酸素要求量の汚濁負荷量が減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年10月3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び赤穂市市民部環境課

27号ル 湿式集じん施設 (No. 1)		27号ル 湿式集じん施設 (No. 2)	
処理量：40m ³ /分		処理量：100m ³ /分	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
5～7	5～9	5～7	5～9
5	20	5	20
10	20	10	20
5	10	5	10
0.5	1	0.5	1
2	5	4	10

**兵庫県告示第1020号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
富士フィルム和光純薬株式会社播磨工場
赤穂市折方1543番地
工場長 柏木 健
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
富士フィルム和光純薬株式会社播磨工場
赤穂市折方1543番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	46号イ 水洗施設 (No. 1)	46号イ 水洗施設 (No. 2)			
能 力	容積：3,200 L	容積：2,500 L			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～翌1時10分 16時間40分	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2～8	1～8	2～8	1～8
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	20,000	30,000	20,000	30,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	3,920	5,230
	ジ ク ロ ロ メ タ ン (単位 mg/L)	10,000	10,000	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	1,570	2,090	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量	1.45	1.45	2.3	3.9	

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年10月3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び赤穂市市民部環境課

46号口 ろ過施設 (No. 1)		46号口 ろ過施設 (No. 2)	
ろ過面積 : 1.51m ²		ろ過面積 : 0.5m ²	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		9時～翌1時のうち2時間	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
6～8	6～8	6～7	6～7
100,000	100,000	121,600	121,600
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
0.7	0.9	0.7	0.7

兵庫県告示第1021号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和5年10月3日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

- 1 指定する貯水施設の所在地
神崎郡福崎町八千種字池尻1885-1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
庄区区長 西井 敏幸	神崎郡福崎町八千種4102-3

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

令和5年度兵庫県高齢者特別賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、令和5年9月14日に次の者を表彰した。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 (1) 氏 名 上 坂 充
(2) 住 所 豊岡市
(3) 功績内容
永年にわたって、豊岡市桜木区区長や桜寿会会長として高齢者の交流促進や生きがいがづくりなどに尽くされ、現在も桜寿会会長として、明るい地域づくりのために活躍されている。
- 2 (1) 氏 名 上 田 國 康
(2) 住 所 神崎郡福崎町
(3) 功績内容
永年にわたって、神崎交通安全自家用自動車協会福崎支部理事として交通事故防止活動に尽くされる傍ら、学童の見守りなど地域防犯活動にも尽くされ、安全安心な地域づくりに活躍されている。
- 3 (1) 氏 名 越 智 廣
(2) 住 所 神戸市
(3) 功績内容
永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、須磨区医師会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。
- 4 (1) 氏 名 嘉ノ海 寿八郎
(2) 住 所 明石市
(3) 功績内容
永年にわたって、歯科医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、学校歯科医や園歯科医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。
- 5 (1) 氏 名 北 村 隆 幸
(2) 住 所 川辺郡猪名川町
(3) 功績内容
永年にわたって、川西防犯協会役員や川西警察署日生中央地域ふれあいの会委員として学童の見守りや防犯パトロールなど地域防犯活動に尽くされる傍ら、白鷺会会長として高齢者の見守り活動に尽くされ、安全安心な地域づくりに活躍されている。

6(1) 氏名 雲田 哲二

(2) 住所 尼崎市

(3) 功績内容

永年にわたって、剣道の普及と発展に尽くし、現在も尼崎市昭和剣道スポーツ少年団の顧問として会の運営や後進の育成に貢献されるなど、青少年の健全育成に活躍されている。

7(1) 氏名 光明 繁一

(2) 住所 尼崎市

(3) 功績内容

永年にわたって、日本ボーイスカウト兵庫連盟参与としてボーイスカウト活動の発展に尽くされ、尼崎第3団の役員として地域の活性化にも貢献されるなど、青少年の健全育成に活躍されている。

8(1) 氏名 正垣 道生

(2) 住所 養父市

(3) 功績内容

永年にわたって、養父市防犯協会養父支部長や養父交通安全協会副会長として学童の見守りなど地域防犯活動に尽くされる傍ら、高齢者の地域交流活動を通じ、安全安心な地域社会づくりに活躍されている。

9(1) 氏名 城谷 良

(2) 住所 神崎郡福崎町

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、学校医や園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

10(1) 氏名 瀬良 之敏

(2) 住所 宝塚市

(3) 功績内容

永年にわたって、尼崎商工会議所の運営など地域商工業の発展に尽くされ、現在も尼崎商工会議所議員及び金属工業部会常任委員として各種事業の実施に尽くされるなど、産業の振興に活躍されている。

11(1) 氏名 谷 尚

(2) 住所 養父市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされ、現在も老人保健施設において継続して診療を行うなど、地域医療の推進のために活躍されている。

12(1) 氏名 長久 謹三

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、姫路市医師会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

13(1) 氏名 辻 弘

(2) 住所 宝塚市

(3) 功績内容

永年にわたって、彫刻家として現代彫刻の普及と発展に尽くされる傍ら、兵庫県彫刻家連盟会員や宝塚美術協会会員として会の発展や文化活動の推進に貢献されるなど、本県の文化の向上に活躍されている。

14(1) 氏名 長畑 純雄

(2) 住所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、西宮コミュニティ協会役員や鳴尾連合自治会役員として地域福祉の向上と住民の交流促進に尽くされるとともに、甲子園六番町自治会会長や甲子園六番町防犯支部長、スポーツクラブ21鳴尾北役員としてまちづくりの推進に貢献されるなど、明るい地域づくりに活躍されている。

15(1) 氏名 野口 章

(2) 住所 伊丹市

(3) 功績内容

永年にわたって、伊丹警察署昆陽ノ里ブロック地域ふれあいの会委員として学童の見守りなど地域防犯

活動に尽くされ、現在も同委員として安全安心な地域づくりに活躍されている。

16(1) 氏名 野口 貞夫

(2) 住所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、西宮市医師会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

17(1) 氏名 花柳 芳一

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、日本舞踊家として舞踊の普及と発展に尽くされる傍ら、兵庫県舞踊文化協会の役員として会の発展に尽くされ、現在も同協会顧問として、本県の文化の向上に活躍されている。

18(1) 氏名 藤澤 義朗

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、学校医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

19(1) 氏名 榎谷 郁男

(2) 住所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の向上に尽くされる傍ら、学校医や園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

20(1) 氏名 山野 剛

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、特別養護老人ホームしかまの里施設長及び社会福祉法人敬寿会理事長として高齢者福祉の向上に尽くされ、現在も敬寿会非常勤理事として地域福祉の増進に活躍されている。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月3日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町北野添三丁目47番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市北区梅田三丁目3番5号
大和ハウス工業株式会社 代表取締役 芳井 敬一
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年6月9日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-10号（5播磨）

病院局公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月3日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量
抗がん薬混合調製ロボット 一式

- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2-17-77
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月30日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社MMコーポレーション 東京都文京区本郷3-4-6
- 5 落札金額
78,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年7月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和5年10月3日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量
手術顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13-70
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月30日
- 4 落札者の名称及び住所
官野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額
71,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年7月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和5年10月3日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量
内視鏡システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13-70
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月30日
- 4 落札者の名称及び住所
官野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額
28,270,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札公告をした日
令和5年7月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月3日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量
心臓血管連続撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月30日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額
149,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年7月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月3日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量
血管連続撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町1-6-7
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月30日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額
163,768,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年7月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月3日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量

血管造影X線撮影装置 一式

- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県災害医療センター 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月30日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額
169,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年7月4日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の結果について、次のとおり公示する。
令和5年10月3日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
CT搭載型ガンマカメラ装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年9月11日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社たけびし 京都市右京区西京極豆田町29
- 5 契約金額
137,500,000円
- 6 納入場所
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 7 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 8 入札公告をした日
令和5年7月4日
- 9 随意契約をした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の結果について、次のとおり公示する。
令和5年10月3日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
手術ナビゲーションシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13-70
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年9月11日

- 4 契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 契約金額
53,020,000円
- 6 納入場所
兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13-70
- 7 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 8 入札公告をした日
令和5年7月4日
- 9 随意契約をした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の結果について、次のとおり公示する。

令和5年10月3日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
自動採血管準備装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩屋1-1-137
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年9月11日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 契約金額
42,680,000円
- 6 納入場所
兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩屋1-1-137
- 7 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 8 入札公告をした日
令和5年7月4日
- 9 随意契約をした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号による。